

平泉町再犯防止推進計画

令和6年3月

平泉町

目 次

1	はじめに	1
2	計画の基本的な考え方	2
(1)	計画策定の趣旨	2
(2)	計画の位置付け	2
(3)	計画の期間	2
(4)	取り組み方針	2
3	平泉町の状況	3
(1)	罪種別検挙の状況	3
(2)	再犯者率の状況	4
4	具体的な取り組み	5
(1)	安全で安心なまちづくりの推進	5
(2)	就労支援・住居の確保支援の充実	7
(3)	保健医療・福祉サービスの利用の促進	9
(4)	非行の防止・学校と連携した修学支援の実施	11
(5)	民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進	12
5	おわりに	13

参考資料

再犯の防止等の推進に関する法律（概要）	14
---------------------	----

1 はじめに

平泉町では、「小さな町だからこそ」を強みに、人と人、人と地域が持つ「つながり」の力を基礎として、町民一人ひとりの知識、経験が活躍する環境をつくり、行政運営に活かしていくことによって、町民と行政が一体となったまちづくりを推進しています。また、本町は、中尊寺や毛越寺に代表される世界文化遺産をはじめとして、貴重な歴史文化遺産が数多く残されており、世界遺産を活かしたまちづくりも推進しています。

現在、わが国では、平成16年以降、刑法犯の検挙件数が減少している一方、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は増加しています。その結果、犯罪を減らすために、再犯を防止することが重要な取り組みとして認識されるようになりました。

犯罪をした人の中には、高齢者や障がい者などの福祉的な支援が必要な人、出所時に住居や就労先がなく生活が不安定な人などがいます。その中には、社会に復帰することができず、再び犯罪に手を染める人がいることから、犯罪をした人の立ち直りを支え、社会に受け入れることが課題となっています。

町は、これまでに取り組んできた安全で安心なまちづくりを推進し、犯罪などの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができる「共生社会」の実現を進めることで、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現を目指します。

2 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

全国における刑法犯認知件数は減少する一方で、検挙人数に占める再犯者の人員の比率は一貫して上昇し続けるなど、安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から再犯防止対策を推進する必要性と重要性が指摘され、2016年（平成28年）12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「推進法」という）が制定、施行されました。

同法第8条では、「都道府県及び市町村は、再犯防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されており、また、平泉町においても、罪を犯した者の円滑な社会復帰を後押しし、再犯を防止することにより、町民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせるまちを実現するため、平泉町再犯防止推進計画を策定します。

(2) 計画の位置付け

この計画は、推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画を勘案して策定します。

(3) 計画の期間

計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

(4) 取り組み方針

国の基本方針を踏まえ、次の取り組みを推進します。

- ①安全で安心なまちづくりの推進
- ②就労支援・住居の確保支援の充実
- ③保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ④非行の防止・学校との連携した就学支援の実施
- ⑤民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

3 平泉町の状況

(1) 罪種別検挙の状況

一関警察署における過去3年間（令和元年から令和3年）の罪種別検挙人数は、下記のとおりです。

[岩手県一関警察署]

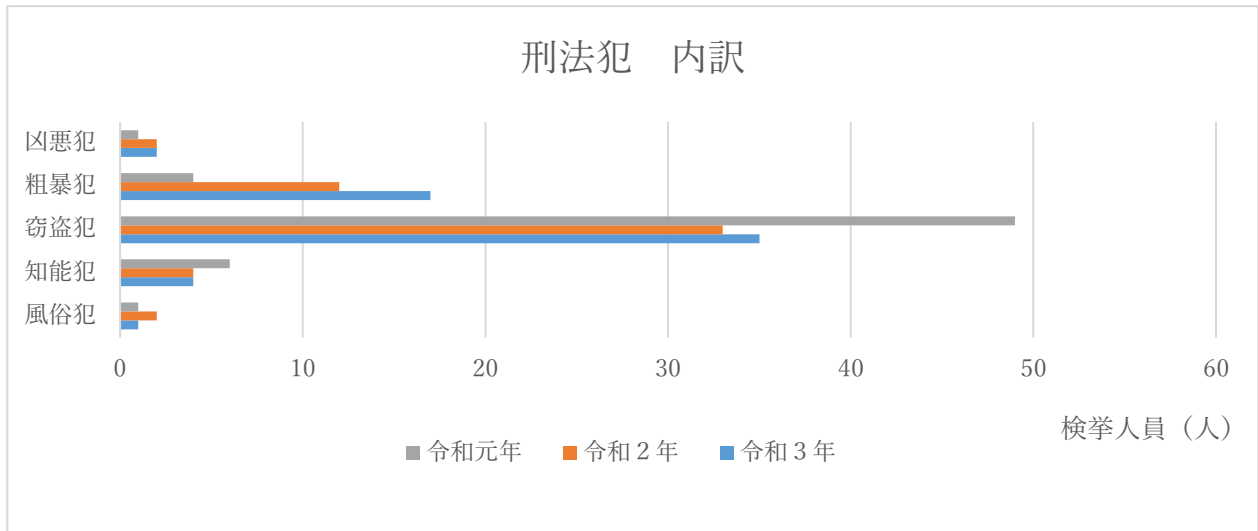
罪種別検挙人員	総数	初犯者	再犯者	犯行時の年齢別（歳）						
				20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65以上	
令和元年	刑法犯総数	68	27	41	9	7	11	9	9	23
	凶悪犯	1	0	1	0	0	1	0	0	0
	粗暴犯	4	2	2	1	2	1	0	0	0
	窃盗犯	49	16	33	5	4	6	6	9	19
	知能犯	6	3	3	2	0	2	0	0	2
	風俗犯	1	1	0	0	0	0	0	0	1
	覚せい剤取締法	1	1	0	0	1	0	0	0	0
	大麻取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年	刑法犯総数	55	27	28	7	11	9	6	6	16
	凶悪犯	2	1	1	0	1	1	0	0	0
	粗暴犯	12	7	5	3	4	2	0	1	2
	窃盗犯	33	14	19	3	5	5	4	4	12
	知能犯	4	1	3	1	1	1	1	0	0
	風俗犯	2	2	0	0	0	0	1	0	1
	覚せい剤取締法	1	0	1	0	0	1	0	0	0
	大麻取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年	刑法犯総数	65	41	24	10	13	7	8	6	21
	凶悪犯	2	2	0	0	1	1	0	0	0
	粗暴犯	17	10	7	5	4	1	6	0	1
	窃盗犯	35	23	12	2	5	4	1	5	18
	知能犯	4	1	3	2	1	0	0	0	1
	風俗犯	1	1	0	1	0	0	0	0	0
	覚せい剤取締法	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	大麻取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0

警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人数に関して、警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたものです。（少年データは含まれません。）

注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。

注2 犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。

一関警察署の罪種別刑法犯検挙状況は、空巢、万引き等の窃盗犯が多くを占めています。次いで、暴行、傷害の粗暴犯が多く、殺人や強盗、放火等の凶悪犯罪は少ない傾向にあります。

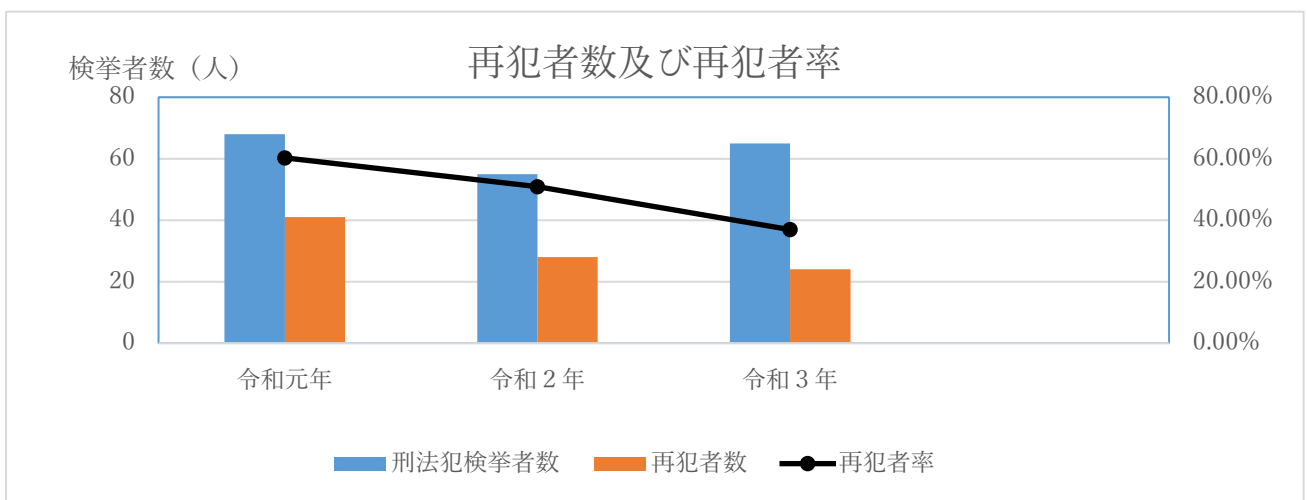


●用語の意味

刑法犯	凶悪犯	殺人・強盗・放火・強制性交等々の犯罪をいう
	粗暴犯	暴行・傷害・脅迫・恐喝等の犯罪をいう
	窃盗犯	他人の財産を窃取する全ての行為（空巢、万引き、自転車盗など）
	知能犯	詐欺・横領・偽造・贈賄・背任等の犯罪をいう
	風俗犯	わいせつ・賭博等の犯罪をいう

(2) 再犯者率の状況

過去3年間（令和元年から令和3年）の一関警察署の刑法犯検挙総数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は、約49.5%です。全国の50.5%より低い水準であり、減少傾向にあります。



4 具体的な取り組み

(1) 安全で安心なまちづくりの推進

犯罪や犯罪被害の起きにくい、誰もが安全に安心して暮らせるまちの実現を目指します。

◆防犯意識の向上

犯罪を防ぐためには、一人ひとりの防犯意識の向上が重要です。防犯に関する各種キャンペーンや行政区の回覧など様々な媒体を活用し、地域における防犯意識の向上を図ります。

◆地域ネットワークの充実

各関係者が集まり情報を共有する場を設けることで、関係機関が連携して取り組むことができる環境を整えます。

具体的な取り組み

●防犯協会支援

防犯協会の構成機関・団体が相互に協力連携して、安全・安心なまちづくりに向けた啓発活動を推進することにより、被害を防止し、犯罪の起きにくい社会づくりを推進します。【総務課】

●防犯灯の設置

町管理の防犯灯を適正に管理するとともに、地域の治安向上を目的に防犯灯の設置の推進に努めます。【総務課】

●再犯の防止等に関する情報の共有

保護観察所や警察等の関係機関、一関地区保護司会や更生保護女性の会をはじめとする民間協力者と、再犯の防止等に関連する情報を共有し、課題の解決に努めます。【町民福祉課】

●人権教育・啓発行動計画

市民が人権の意義やその重要性について理解を深めるとともに、町民と行政が一体となって、人権という普遍的文化を町民生活の中に定着させていくことを目的に、学校・家庭・職場・地域社会などあらゆる場における人権教育と啓発を推進します。【町民福祉課】

●子ども 110 番の家

子どもが、誘拐や暴力、痴漢など何らかの被害にあった、またはあいそうになったと助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動を推進します。

【一関警察署】

●障がいへの理解促進

障がいの特性や配慮についての理解を深め、思いやりの心や助け合いの心を養い、自分たちが暮らしている地域への理解と関心を高めます。【保健センター】

●ひとり親家庭日常生活支援

社会的・経済的に不安定な状況に置かれているひとり親家庭等の自立を図るため、県が実施している日常生活の支援や母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付けについて、受付を行っています。【町民福祉課】

(2) 就労支援・住居の確保支援の充実

就労支援や住居確保支援を通じて、町民の生活安定を図ります。

◆就労支援の充実

刑務所出所者等であるか否かに関係なく、利用可能な既存の各種施策・制度の活用を含め、地域の関係機関や民間団体との連携により、一人ひとりの状況に応じた、就労支援を行います。

◆安心居住の推進

多様な人々の暮らしに配慮した、居住の安定を支援します。

具体的な取り組み

●就労支援

ハローワークやジョブカフェ等と連携して就職及び就労の定着を図ります。【観光商工課】

●高齢者への就労支援

高齢者や長年培った豊富な知識や経験、技能を活かし、働きながら地域社会の発展に寄与し、生きがいを持って社会参加できるよう、また、就労の場の確保を図るため、ハローワークやシルバー人材センター等と連携して、働くことを支援します。【観光商工課】

●障がい者の就労支援

障がいのある方の個々の状況に応じて、就労への意識付け・生活習慣指導・生活設計等の相談支援、適正評価、職探し、実習同行、職場環境や障がい理解などの調整、定着支援等を実施します。また、施設の職員・利用者・保護者に対して就労の情報提供を行うとともに、障がいのある方を雇用している企業に対して助言や支援、障がい者雇用企業の新規開拓を実施します。さらに、広報活動を通じて障がい者雇用の普及啓発を行います。【保健センター】

●町営住宅

町営住宅を管理し、住宅に困窮している方で、所得が法令で定められた基準内の方に町営住宅を提供します。【建設水道課】

●福祉就労サービスの提供

通常の企業や事務所に勤めることが困難な障がいのある人に、生産活動その他活動の機会を提供するとともに就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行い、自立に向けた支援を行います。※雇用契約を結んでサービスを提供する就労継続支援 A 型事業所と雇用契約を結ばずサービスを提供する B 型事業所があります。【保健センター】

●高齢者への住まいの情報提供

在宅での生活が難しい高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、介護施設などの情報提供を図ります。【地域包括支援センター等】

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

一人ひとりが尊重され、誰もが地域でいきいきと暮らし続けられるまちの実現を目指します。

◆相談・対応支援の充実

様々な相談を気軽に行うことのできる体制を整えるとともに、相談内容に応じた福祉サービスを適時提供する体制を築きます。

◆認知症支援の充実

認知症の早期発見と治療に努め、生涯できる限り住み慣れた地域で尊厳をもって生活できるように支援の充実を図ります。

◆障がい者福祉サービスの推進

障がい者が日常生活で必要とするサービス・支援の充実を図ります。

具体的な取り組み

●なやみごと解決センターふくし相談

生活上の心配事、困り事等について、社会福祉士など専門職員が地域で安心して暮らすことができるように相談に応じます。【社会福祉協議会】

●生活福祉資金の貸付

所得が減少した世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯等に対して、生活の安定と経済的自立を図ることを目的として、無利子又は低利子で資金の貸付けを行います。【社会福祉協議会】

●民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、常に住民の立場に立って、生活困窮者や高齢者、ひとり親家庭、障がい者、生活に困っている人などの相談を受け、支援を行ったり必要な福祉サービスにつなぐ役割を果たしていきます。【町民福祉課】

●応急生活資金の貸付

町民の経済的自立と生活意欲の促進を図るため、無利子で応急的に必要な生活資金貸付を行い、生活の安定と福祉の増進を図ります。【社会福祉協議会】

●日常生活自立支援事業

認知症高齢者、障がい者等、自身の判断能力に不安がある方に対して、福祉サービスの利用手続き、公共料金の支払い、大切な書類の保管等をお手伝いします。【社会福祉協議会】

●地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターを設置しており、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等の専門職員が、介護予防ケアマネジメント、各種相談、申請受付など総合的な支援を行っていきます。【地域包括支援センター】

●認知症カフェ

認知症になっても住み慣れた地域で安心して尊厳のある生活を継続することができるよう、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが集うことのできる場を提供します。【保健センター 地域包括支援センター】

●自立支援医療

精神障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、精神障がいの状態の軽減のために必要な医療について自立支援医療費を支給します。【保健センター】

●障がい者相談支援事業

障がい者相談員を設置し、障がい者の方及び家族からの福祉に関する相談に応じています。相談を通して、相談者の抱える多様な課題を把握し、適切な支援につなげるほか、関係機関との連絡調整。権利擁護のための援助を実施します。【保健センター】

●認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族等を支援するサポーターを養成します。学校や地域、職場など、ご希望に応じて講座を開催します。認知症サポーターは、認知症の人や家族をできる範囲で応援し、見守りなどを行います。【保健センター】

●関係団体との連携

社会福祉協議会や民生委員・児童委員が出席する会議・研修等で、再犯防止推進計画を周知するとともに、犯罪をした者等のうち保健医療・福祉サービスを必要とする者についての課題を共有します。【町民福祉課】

(4) 非行の防止・学校と連携した修学支援の実施

家族、学校、地域が密接に連携・協力することで、児童・生徒が安心して修学し、安全にのびのびと成長できる環境を整えます。

◆相談・対応支援の充実

教育や子育て、進路等に悩んだときに、気軽に相談を行うことのできる体制を整え、相談内容に応じて必要なサービスを適時提供する体制を築きます。

◆青少年健全育成の充実

非行を生まない地域社会の実現に向けて、地域全体で青少年を見守り、明るく健やかな成長を支えます。

◆進学等に必要な資金援助の充実

学習費用や受験料の捻出が困難な世帯を対象に、子どもたちの進学に必要な資金を援助します。

具体的な取り組み

●子どもの居場所づくりの推進

子どもたちの居場所を確保し、健全な成長に寄与することを目的に、自由遊びや学び、体験活動ができる「放課後児童クラブ」を推進していきます。【町民福祉課】

●スクールカウンセラー・SSWによる相談対応の実施

町内小・中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、いじめなどの問題行動や不登校等防止や抑制のため、カウンセリングや教員への助言を行います。【教育委員会】

●奨学金

高等学校、大学及び専修学校等に進学を希望又は在学し、学資の支弁が困難な者を対象に、必要な資金の貸付を行います。【教育委員会】

●就学援助事業

生活保護世帯及び経済的な理由で子どもを小・中学校に就学させることが難しい世帯の保護者に対し、給食費、学用品費等、就学に必要な経費を支給します。【教育委員会】

(5) 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

民間協力者の方々との連携により、犯罪をした人たちの立ち直りを支えるとともに、広報・啓発活動の推進により、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について地域の理解促進に努めます。

◆民間協力者への活動支援の充実

民間協力者の方々の活動を支援することで、町内の更生保護活動が活発となるように努めます。

◆広報・啓発活動の推進

社会を明るくする運動をはじめとした広報活動を推進し、立ち直ろうとする人を地域社会で受け入れる土壌を育てることや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域を築くことを目指します。

具体的な取り組み

●更生保護団体への活動支援

町ホームページや広報誌において、保護司、更生保護女性の会、BBS会等の更生保護ボランティアや民間ボランティアの活動について周知し、町民の理解の促進に努めます。【町民福祉課】

●人材確保の支援

保護司、更生保護女性の会、BBS会等ボランティア等の募集の呼び掛けに協力し、人材の確保を支援します。【町民福祉課】

●社会を明るくする運動の推進

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について地域の理解を深めることを目的として、社会を明るくする運動を推進します。【町民福祉課】

●薬物乱用防止や薬物依存症治療に関する啓発活動

薬物乱用の弊害を広く周知するために普及啓発活動を推進します。【保健センター】

●更生保護団体への補助金の交付

更生保護活動の促進に寄与することを目的として更生保護団体に対して補助金を交付することにより、地域の再犯防止活動を支援します。【町民福祉課】

5 おわりに

平泉町は、「輝きつむぐ理想郷」を将来像とし、様々な行政サービスを提供していきます。

この将来像のもと、本計画では、犯罪や非行をした人が地域社会に戻ったときに、保護観察所や警察をはじめ、民間協力者、行政、医療・福祉機関等、様々な主体が連携して、再犯の防止を推進していきます。

また、再犯防止の推進には、罪を犯した人たちの更生について地域に住み、働き、学び、活動するあらゆる人々の理解を深めることが最も大切であることから、民間協力者の方々との協力により、社会を明るくする運動をはじめとした広報・啓発活動を推進することで、立ち直ろうとする人を支え、犯罪や非行をする人を生み出さない地域社会を築いていきます。

平泉町は、再犯防止推進法の趣旨に鑑み、これからも犯罪のない地域づくりに力を注ぐとともに、犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止の取組を推進してまいります。

参考資料

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号） 概要

1 目的（第 1 条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の債務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 定義（第 2 条）

1 犯罪をした者等

犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）もしくは非行少年であった者

2 再犯の防止等

犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が非行少年となることを防ぐことを含む。）

3 基本理念（第 3 条）

1 犯罪をした者等の多くが、定食・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する

2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする

3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である。

4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4 国等の責務（第 4 条）

1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務

2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5 連携、情報の提供等（第 5 条）

1 国及び地方公共団体の相互の連携

- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7 再犯防止推進計画（第7条）

1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）を策定（閣議決定）

2 再犯防止推進計画において定める事項

（ア）再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

（イ）再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項

（ウ）犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

（エ）矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項

3 法務大臣は、関係大臣と協議して再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議

4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上または税制上の措置その他の措置を講ずる

10 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）

2 就労の支援（第12条）

3 非行少年等に対する支援（第 13 条）

社会における職業・住居の確保等

4 就業の機会の確保等（第 14 条）

5 住居の確保等（第 15 条）

6 更生保護施設に対する援助（第 16 条）

7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第 17 条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

8 関係機関における体制の整備等（第 18 条）

9 再犯防止関係施設の整備（第 19 条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第 20 条）

11 社会内における適切な指導及び支援（第 21 条）

12 国民の理解の増進及び表彰（第 22 条）

13 民間の団体等に対する援助（第 23 条）

12 施行期日等（附則）

1 公布の日から施行

2 国は、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。